



金沢市公報

号外第22号の3

平成20年(2008年)6月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
●規則		○金沢市福祉作業センター条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿福祉課) 5
○集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例施行規則 (市民参画課)	1	○金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (消防総務課) 5
○金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (財政課)	2	

規 則

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成20年6月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第59号

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例(平成20年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(連絡担当者の選任を要する集合住宅)

第3条 条例第10条第1項に規定する規則で定める集合住宅は、次に掲げる集合住宅とする。

(1) 住戸の数が15戸以上の集合住宅

(2) 一団の土地その他これに準ずるものとして市長が認める土地の区域内に建築される複数の集合住宅について、それぞれの住戸の数の合計数が15戸以上である場合の当該複数の集合住宅

(連絡担当者の選任の届出)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、集合住宅のコミュニティ担当者届出書(別記様式)により行うものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

集合住宅のコミュニティ担当者届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所

氏名

印

(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

集 合 住 宅	名 称				
	所 在 地				
	棟 数				
	総住戸数	戸		階 数	
	区 分	<input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他 ()		入居対象者	
	完成(予定)日			入居(予定)日	
連 絡 担 当 者	事業者の区分	事業者名	事業者の住所	担当者名	連絡先
	建 築				
	販 売				
	賃 貸				
	管 理				

備考

- 1 法人にあっては、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 集合住宅の付近見取図、配置図その他総住戸数を確認できるものを添付してください。

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第60号

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「第6条第1項」を「第5条」に、「様式第4号」を「様式第1号」に改め、同条第2項を削り、同条を第2条とする。

第4条中「第7条」を「第6条」に、「様式第6号」を「様式第2号」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「様式第7号」を「様式第3号」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「様式第8号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

政務調査費使途基準

項 目	内 容
研 究 研 修 費	議員が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (例) 会場費、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅費、宿泊費、研究会又は研修会に伴う懇談会に係る会費等
調 査 旅 費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (例) 交通費、旅費(海外旅費を含む。)、宿泊費等
会 議 費	議員の行う各種会議に要する経費 (例) 会場費、機材借上費、資料印刷費、会議に伴う懇談会に係る会費等
資 料 作 成 費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (例) 印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又は賃借料等

資 料 購 入 費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広 報 費	議員の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動に要する経費 (例) 広報紙、報告書等の印刷製本費及び送料、会場費等
広 聴 費	議員が市民からの市政及び議員の政策等に対する要望又は意見を広聴するための会議等に要する経費 (例) 会場費、印刷製本費、茶菓子代等
人 件 費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (例) 事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等
会 派 共 用 費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費 (例) 事務機器の購入費又は賃借料、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費等
そ の 他 の 経 費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費 (例) 携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等

備考

- 1 この表において「会派等」とは、金沢市議会運営委員会規約（平成3年7月2日議会運営委員会決定）第2条第2項の規定に基づき結成された会派及び議員の議会活動のために結成されたもので会派を結成することができないものをいう。
- 2 政務調査費を充てることができない経費は、次のとおりとする。
 - (1) 政党の活動に係る経費
 - (2) 慶弔費その他の交際費的経費
 - (3) 選挙活動に係る経費
 - (4) 後援会活動に係る経費
 - (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
 - (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費
 - (7) 政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費
 - (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費
 - (9) その他政務調査費としての支出が不適切な経費
 - (10) 使途不明の支出に係る経費

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

政務調査費交付申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長
(金沢市議会議長経由)

議員氏名 ㊟

政務調査費の交付を受けたいので、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 (年度分) 円

様式第2号 (第3条関係)

収 第 号
年 月 日

政務調査費交付決定通知書

議員氏名 様
(金沢市議会議長経由)

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった政務調査費の交付について次のとおり決定したので、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により通知します。

年度政務調査費交付決定額 (年額) 円

様式第3号 (第4条関係)

政務調査費交付請求書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

議員氏名 印

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり政務調査費の交付を請求します。

金 円
ただし、年 月分～ 月分 (第 四半期分)

様式第4号 (第6条関係)

年度政務調査費収支報告書

年 月 日

金沢市議会議長 様

議員氏名 印

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙

年度政務調査費収支報告書

議員氏名 印

1 収入

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
政 務 調 査 費		
そ の 他 (預 金 利 子 等)		
合 計		

2 支出

項 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		

調 査 旅 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
会 派 共 用 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載するものとする。

3 残額 _____ 円

様式第5号から様式第8号までを削る。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

金沢市福祉作業センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第61号

金沢市福祉作業センター条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市福祉作業センター条例施行規則（昭和49年規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

使用する施設	
使用の目的	

を

「使用の目的 _____」に改める。

「次の金沢市福祉作業センターの指定管理者の指定を受けたいので、
様式第2号中 関係書類を添えて申し出ます。 _____ を
指定を受けようとする施設の名称 _____」

「金沢市福祉作業センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係
書類を添えて申し出ます。 _____ に改める。」

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第62号

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第6条の表常時介護を要する状態の項中「104,590円」を「104,960円」に、「56,710円」を「56,930円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,300円」を「52,480円」に、「28,360円」を「28,470円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成20年4月1日以後の介護を受けている期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の介護を受けていた期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

平成20年(2008年)6月27日 印刷

発行人

金 沢 市

平成20年(2008年)6月27日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)